

福祉サービス第三者評価事業における守秘義務及び倫理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」第13条に基づき、一般社団法人沖縄県社会福祉士会（以下「当機関」という。）が実施する福祉サービス第三者評価事業における守秘義務及び倫理に関する規範を定めるものである。

(守秘義務)

第2条 当機関の評価調査者が収集する情報は、評価調査実施に必要とする最小限度の情報とし、それ以外の目的に使用しない。

2 当機関の委員・職員及び評価調査者は、評価調査を実施した上で知り得た事業者及び利用者等に関する情報を第三者に漏洩しない。この守秘義務は当該評価事業終了後も同様とする。

なお当機関が評価調査を実施する上で必要と認め取得した個人情報は、評価事業以外の目的に使用しない。

3 前2項の規程にかかわらず、評価調査の過程において緊急を要する事項（明らかな法令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合は当機関は監督行政機関に対し、事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供できるものとする。

4 当機関が提出を求めた利用者等アンケート（匿名）は、記入者を特定したり調査結果を第三者評価の目的以外に使用しない。

5 当機関は事業者等から提出された評価業務に関する書類は善良な管理者の注意をもって5年間保存し、保存期限の経過したものは廃棄処分とする。

6 当機関が作成した評価結果報告書は善良な管理者の注意をもって10年間保存し、保存期間の経過したものは廃棄処分とする。

(倫理規範)

第3条 当機関の委員・職員及び評価調査者は、「沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」の基本方針を遵守する。

2 当機関の委員・職員及び評価調査者は、評価の信頼性を確保するため日本社会福祉士会の採択している社会福祉士の倫理綱領、および日本社会福祉士会が定める行動規範を遵守するとともに、専門能力の向上など自己研鑽に努める。

(禁止行為)

第4条 当機関は評価調査の実施に関して、次に掲げる行為を禁止する。

- ① 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- ② サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
- ③ 評価に関する福祉サービス事業者との契約に違反すること
- ④ 法令に違反すること
- ⑤ 生成AI等を使用する際、評価調査者による確認を経ず評価結果を作成すること
- ⑥ その他、社会通念上不正な行為と認められる行為を行うこと

2 当機関の会長は、委員・職員及び評価調査者が第3条の規定に抵触するまたは第4条1項の規定に違反する行為を行ったときは厳正に対処するとともに、対象者においては評価調査者としての採用を見送る場合がある。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、当機関の守秘義務及び倫理に関して必要な事項は当機関の理事会にて定める。

附 則 1.この規程は平成28年10月21日から施行する。

2.令和7年3月31日一部改正

3.令和7年12月18日一部改正